

魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期） 実施方針

神戸市は、「魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期）」について、一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結することとしました。

については、本事業を実施するに当たっての方針を定めたので、ここに公表します。

平成27年7月28日

神戸市

魚崎ポンプ場改築更新事業(第1期)

実施方針

平成27年 7月

神戸市

～ 目 次 ～

第1 事業の概要に関する事項	1
1.1 事業名称.....	1
1.2 事業の対象となる施設.....	1
1.3 事業概要.....	1
1.4 事業方式.....	3
1.5 事業内容.....	5
1.6 ポンプ揚水能力.....	5
1.7 事業期間.....	5
1.8 事業費.....	5
1.9 遵守すべき法令等.....	6
第2 実施方針に関する事項	7
2.1 実施方針等に関する説明会.....	7
2.2 実施方針等に関する質問・意見の受付.....	7
2.3 実施方針等に関する質問・意見への回答.....	8
2.4 実施方針等の変更.....	8
第3 事業者の決定等に関する事項	9
3.1 事業者の決定方針.....	9
3.2 事業者決定までのスケジュール.....	9
3.3 入札参加者の手続き等.....	11
3.4 入札参加に関する注意事項.....	11
3.5 落札者の選定.....	13
第4 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施に関する事項	14
4.1 予想されるリスクと官民間での責任分担.....	14
4.2 乙の責任の履行に関する事項.....	14
第5 神戸市による実施状況の確認	15
5.1 設計・施工に係る実施状況の確認.....	15
5.2 実施時期.....	15
5.3 性能未達の場合等の損害賠償等.....	16
第6 契約の内容について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第7 その他	16
7.1 入札等に伴う費用負担.....	16

第1 事業の概要に関する事項

1.1 事業名称

事業名称は、魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期）（以下「第1期工事」という。詳細な用語の定義は要求水準書を参照のこと。）

1.2 事業の対象となる施設

- (1) 名称： 魚崎ポンプ場（既設ポンプ場）、魚崎ポンプ場（新ポンプ場）
- (2) 位置： 神戸市東灘区魚崎南町2-1-15

1.3 事業概要

神戸市（以下「甲」という。）の公共下水道事業は、昭和26年（1951年）の事業着手から60年以上が経過し、今後は施設の改築更新事業を大量に実施しなければならない時期を迎えている。

このような状況の中、今回の改築更新事業の対象となる魚崎ポンプ場は、神戸市で唯一の合流区域（東灘処理区）343haの雨水排除の役割を担うポンプ場として、浸水対策・合流改善対策上、重要な位置づけにあるものの、昭和37年（1962年）の供用開始より50年以上が経過している上、阪神・淡路大震災の影響もあり躯体の劣化・老朽化が著しく、抜本的な改築・更新が必要となっている。前述の通り、魚崎ポンプ場は合流改善対策上、重要な施設であるため、東灘処理場等と密接に連携した運転を実施しており、処理場近傍に位置している必要があることから原位置から離れた用地で改築を行うことができない状況にある。

原位置付近の改築用地は、既設ポンプ場の受け皿として十分な面積があるとは言えず、魚崎ポンプ場の改築更新は、既設ポンプ場を運転しながらの段階的な改築が求められることとなったため、事業を第1期工事と第2期工事に分け（第1期工事と第2期工事の定義は要求水準書（案）を参照のこと）、当面は第1期の運用形態の完成を目指し、その後引き続いて第2期の運用形態への工事を行う計画としている。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、魚崎ポンプ場の改築更新に係る第1期工事及び第2期工事（ともに既設ポンプ場等の撤去を含む）により構成される一連の改築更新工事であり、今回の第1期工事の対象とする工事範囲は、既存施設の撤去（旧沈砂スクリーンかす洗浄棟、第1期施設築造後の既設ポンプ場の一部撤去）、既設ポンプ場の機能維持に必要な業務及び新ポンプ場（第1期施設）の築造である。

なお、第2期工事は、事業の円滑かつ効率的な工事継続を目的として、本事業の請負者（以下「乙」という。）と第1期工事完了後に新たな事業契約を締結する可能性がある。

- 【凡 例】
- : 魚崎ポンプ場（既設ポンプ場）
 - : 魚崎ポンプ場（新ポンプ場）
 - : 第1期工事で一部撤去する既設ポンプ場
（ポンプ室上部スラブより上部（スラブ除く））

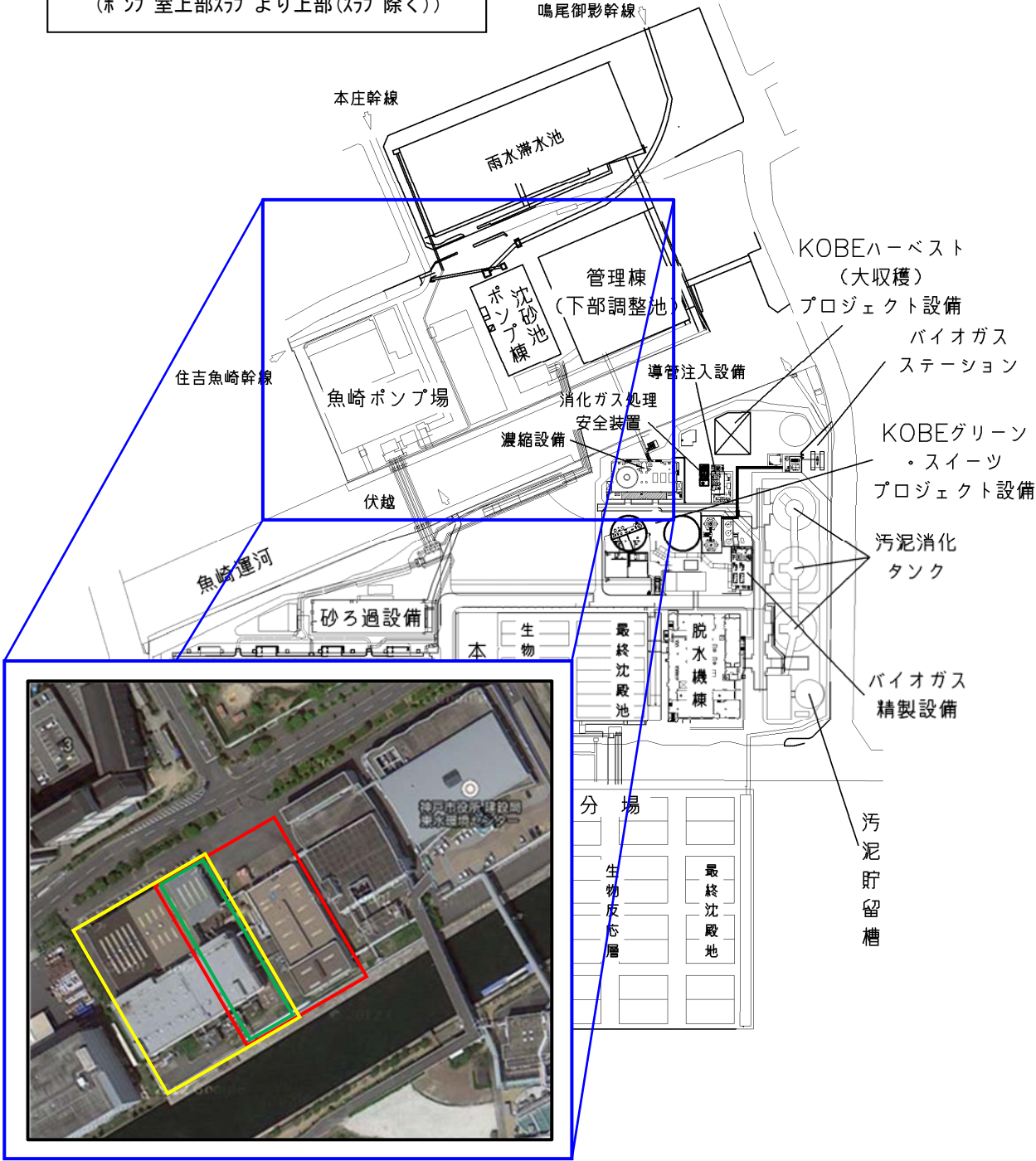


図 1.1 魚崎ポンプ場等関連施設の位置図

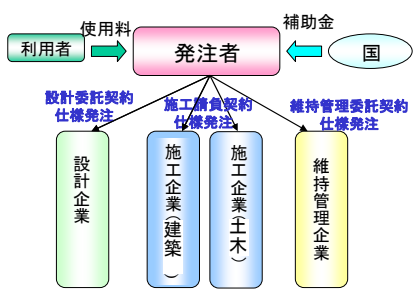
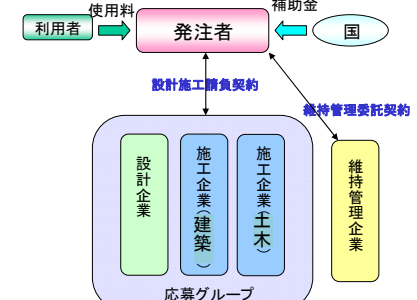
1.4 事業方式

本事業のような難易度の高い改築事業にあたっては、民間事業者のノウハウ・アイデア・技術力・マネジメント力を最大限に活用することを目的とし、技術提案内容、工事費を総合的に評価し、請負者を選定するDB（Design-Build：設計・施工一括方式）による発注が効果的であると判断した。

特に事業のマネジメントの部分については、DBによる発注を行うことで、設計時から土木・建築・機械・電気などの全工種を横断的に事業者自身が検討することで、手戻りのない、効率的な施工を期待するところである。

・DBの概要

表 1.1 設計・施工分離発注方式と DB 一括発注方式の概要

事業方式	設計・施工分離発注方式 (従来型)	DB一括発注
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■設計者、施工者をそれぞれに選定・発注する最も一般的な手法。 ■設計者は委託契約により、基本設計、実施設計を行い、完成した設計図書及びこれによる積算をもとに施工を発注する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■設計と施工を一括して発注する方式。 ■契約形態は、設計部門を持つ建設企業と契約する場合と、設計企業と建設企業からなるグループと連名で契約する場合がある。
イメージ		
施設所有者	自治体	自治体
資金調達	自治体	自治体
発注方式	仕様発注	性能発注
法律上の位置付け	民法上の請負契約	民法上の請負契約
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■専門的な知識が要求される業務において、民間企業や他の下水道事業者等の技術力を活用することができる。 ■多くの人員を必要とする業務や交代職員を必要とする業務では、効率的な人員配置を行うことが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■設計と製作・施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。 ■設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の導入が促進される。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■個別委託（従来型業務委託）では、委託可能な業務範囲は限定されることとなる。 ■通常、単年度契約であり、また、複数・多数の契約手続が発生することで煩雑化し、非効率となる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。 ■契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、受注者側に過度な負担が生じることがある。

1.5 事業内容

乙は、以下の業務を実施する。

- (1) 第1期工事及び第2期工事全体に係る実施設計業務
- (2) 新ポンプ場（第1期）の築造工事（旧沈砂スクリーンかす洗浄棟の撤去工事、埋設管の撤去・布設工事を含む）
- (3) 新ポンプ場（第2期）の建設に必要な用地確保のため、既設ポンプ場の一部撤去工事（ポンプ室上部スラブより上部(スラブは除く)）
- (4) 新ポンプ場建設に伴う既設ポンプ場への影響を抑え、既設ポンプ場の機能を維持するために必要となる業務
- (5) 上記に関連して必要となる業務

1.6 ポンプ揚水能力

ポンプ揚水能力は、第1期施設完成以降は $41.0\text{m}^3/\text{s}$ 以上を常に確保するものとする（現況： $35.7\text{m}^3/\text{s}$ ）。詳細は要求水準書に示す。

1.7 事業期間

第1期工事と第2期工事を合わせた全体の事業期間は、契約締結の翌日（平成27年度中を想定）から平成45年3月31日までの期間（約18年間）を想定している。

第1期工事及び第2期工事の事業期間は以下のとおりである。ただし、事業契約時の工期は、乙の提案値に対して甲の支払い限度額等を踏まえ、協議により合意した期限とする。

- (1) 第1期工事（契約期間は想定のもの）

契約締結日から平成37年3月31日までの期間（約10年間）とする。ただし、第1期施設の引渡しは、平成36年3月31日までに完了するものとする。

- (2) 第2期工事（契約期間は想定のもの）

契約締結日から平成45年3月31日までの期間（約8年間）とする。ただし、第2期施設の引渡しは、平成43年3月31日までに完了するものとする。

1.8 事業費

甲は、本施設の設計及び施工に係る費用を負担する。第1期工事及び第2期工事に係る事業費は、以下を限度額とする。

- (1) 第1期工事：10,627百万円（税込、予算額、消費税8%）
- (2) 第2期工事：9,832百万円（税込、H27時点での想定額、消費税8%）

1.9 遵守すべき法令等

乙は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。遵守すべき関係法令等については、本書及び本書と併せて公表する要求水準書(案)を参照すること。

第2 実施方針に関する事項

2.1 実施方針等に関する説明会（終了）

民間事業者の参入促進等のため、実施方針（案）・要求水準書（案）及び添付書類等（以下「実施方針等」という。）に関する説明会及び現地見学会を以下の要領で開催する。参加については参加企業1社につき最大3名までとするが、参加希望者が多数の場合は、参加企業1社につき最大2名として人数調整を依頼することがあるので留意すること。なお、実施方針等は各自持参すること。

①開催日時：平成27年5月28日（木）13時30分から（受付開始：13時から）

②開催場所：神戸市建設局東水環境センター管理棟3階大会議室

（所在地：兵庫県神戸市東灘区魚崎南町2丁目1-23）

③参加申込方法：説明会への参加を希望する企業は、神戸市ホームページ

（<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/sewage/uozakiponpukeikakugaiyou.html>）より、実施方針等に関する説明会参加申込書（別紙3）のファイル入手し、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。当日は、要求水準書（案）に関する配布資料を配布予定のため、配布資料の受領を希望する企業は、本市ホームページより配布資料申込書（別紙5）を入手し、別紙3と合わせて提出すること。

なお、メールタイトルは「魚崎ポンプ場改築更新事業 説明会参加申込（企業名）」と明記すること。メールの不受理を防止するため、乙の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与すること。また、当該説明会への参加申込及び次項2.2に示す以外の用途でメールでの問い合わせや神戸市役所への訪問による問い合わせを一切行わないこと。同様に、電話での受付・問い合わせについても行わないこと。

④申込先：神戸市建設局下水道部工務課設計係

電子メール：gesui_doboku@office.city.kobe.lg.jp

⑤申込期限：平成27年5月21日（木）17時必着

2.2 実施方針等に関する質問・意見の受付（終了）

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

①提出方法：神戸市ホームページより、実施方針等に関する質問・意見書（別紙4）のファイル入手し、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。別紙4の1企業による複数回の提出は認めないため、前項2.1に示す説明会の実施後に提出するなど、提出時期を慎重に判断すること。なお、メールタイトルは「魚崎ポンプ場改築更新事業 実施方針等に対する質問・意見（企業名）」と明記すること。メールの不受理を防

止するため、乙の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与すること。

②提出先：神戸市建設局下水道部工務課設計係

電子メール：gesui_doboku@office.city.kobe.lg.jp

申込期限までに開封確認の返信が無い場合の連絡先

T E L : 078-322-5458 (下水道部工務課 直通)

③申込期限：平成27年6月4日(木) 17時必着

また、甲の判断により、質問及び意見の提出を行った民間事業者に対して個別にヒアリングを行うことがある。なお、ヒアリングを行った場合は、民間事業者から提出された実施方針等に関する質問・意見の内容に応じて、ヒアリング内容を公表する。

2.3 実施方針等に関する質問・意見への回答(終了)

実施方針等に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則として平成27年6月11日(木)頃に公表し、個別に回答を行わないものとする。

また、実施方針等以外に関する質問事項であると甲が判断した質問については無回答とする場合もあるため留意すること。

なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しない。

2.4 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、必要に応じて、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には今回の実施方針等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

第3 事業者の決定等に関する事項

3.1 事業者の決定方針

甲は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、適正な手順に沿って、乙を選定する。なお、乙の選定にあたっては、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

また、本事業は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

3.2 事業者決定までのスケジュール

民間事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね表3.1のとおりとする。なお、スケジュールは予告なく変更することがあるため、あらかじめ留意すること。大規模なスケジュール変更がある場合は、事前に神戸市ホームページで告知する。

表3.1 事業者選定までのスケジュール（予定）

日 程	スケジュール
平成27年6月4日	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質疑締切り
平成27年6月11日	実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質疑応答公表
平成27年7月28日（火）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成27年7月28日（火） ～8月4日（火）	入札説明書等に関する質疑（入札参加資格に関する事項） 提出期間 現地確認申込期間
平成27年7月28日（火） ～8月28日（金）	入札説明書等に関する質疑（入札参加資格以外に関する事項）提出期間
平成27年8月3日（月） ～8月7日（金）	現地確認実施期間
平成27年8月11日（火）	入札説明書等に関する質疑（入札参加資格に関する事項）への回答
平成27年8月17日（月） ～8月28日（金）	入札参加資格の審査の申請受け付け期間
平成27年9月4日（金）	入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認及び結果の通知
平成27年9月8日（火）	入札説明書等に関する質疑（入札参加資格以外に関する事項）への回答
平成27年10月22日（木） ～10月23日（金）	技術提案書の提出期間

平成 27 年 11 月 30 日 (月) ～12 月 3 日 (木)	技術対話
平成 27 年 12 月 4 日 (金)	改善通知
平成 27 年 12 月 24 日 (木) ～12 月 25 日 (金)	再技術提案書, 見積書の提出期間
平成 28 年 1 月 22 日 (金)	入札参加資格 (技術提案に関する要件) の確認及び結果の通知
平成 28 年 2 月 18 日 (木)	入札・開札日
平成 28 年 2 月下旬	契約締結

3.3 入札参加者の手続き等

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

甲は、表 3.1 に示したスケジュール（予定）に従って入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する。

また、入札説明書等の公表後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

(2) 現地調査（予定）

本事業に関し、民間事業者は、甲に事前申込を行い、事業用地の調査を行う場を設ける予定である。現地調査の時期や手続き等については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

(3) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の応募者に、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、入札参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、本事業の入札公告時に公表する入札説明書等において提示するものとする。また、資格審査を通過しなかった応募者には、その理由を記載した確認通知書を通知する。

なお、入札参加の資格要件等は、入札説明書にて公表する。

(4) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札公告時に公表する入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、入札書及び事業提案書の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

3.4 入札参加に関する注意事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められる時は、甲は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

(3) 甲からの提供資料の取扱い

甲が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(4) 複数提案の禁止

入札参加者は、各提案事項に関して1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(6) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 入札参加資格の認定に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する申請を行い、その認定を受けることが必要になる。したがって、参加資格要件に甲の物品等競争入札参加資格有資格者又は工事請負競争入札参加資格有資格者であることを掲げる予定であるが、本事業の入札への参加を希望する時点において、上記の入札参加資格の認定を受けていない場合は、本事業の入札参加にあたって、神戸市の競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受けること。

なお、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

3.5 落札者の選定

(1) 技術提案の審査

技術提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成される「魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期）総合評価委員会」（以下、「総合評価委員会」という。）において行う。

(2) 審査の内容

総合評価委員会において、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下「入札価格」という。）及び事業提案書の提案内容等（以下「提案内容」という。）を総合的に評価した結果の妥当性について審議し、落札者候補として最適な者を甲が選定する。

審査及び選定の具体的な評価内容は、入札公告時に公表する落札者決定基準によるものとする。

なお、落札者を選定するまでの間に、参加グループの構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

(3) 審査結果の公表

甲は、総合評価委員会における審査結果をまとめ、落札者決定後、神戸市のホームページにより公表する。

(4) 契約の締結

甲は、落札者と工事契約を締結する。

なお、落札者の決定後、工事契約の締結までに事業者若しくはそのグループの構成員のいずれかの者が入札公告等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の入札参加者と協議を行う。その場合、評価値の順位が高い者から協議を行い、契約を締結する。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施に関する事項

4.1 予想されるリスクと官民間での責任分担

(1) 責任分担の考え方

第1期工事について、予想されるリスクに対し最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。乙が担う業務については、乙が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として乙が負うものとする。ただし、甲が責任を負うべき合理的理由がある事項については、甲が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

甲と乙の責任分担は、原則として別紙1「**リスク分担表(案)**」及び入札公告時に公表する事業契約書(案)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。なお、リスク分担表(案)と事業契約書(案)の内容に齟齬がある場合は事業契約書(案)の内容を優先する。

4.2 乙の責任の履行に関する事項

乙は、事業契約書(案)に従い、誠意をもって責任を履行すること。

事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、別紙2に示す「神戸市工事請負契約約款」を適用し、契約保証金として100分の10以上を納付することとする。詳細については、入札説明書等において提示する。

第5 神戸市による実施状況の確認

5.1 設計・施工に係る実施状況の確認

甲は、乙が工事を確実に実施し、その内容が要求水準書（案）に規定した要求水準及び技術提案された内容に適合しているか否かを確認するため、工事の監督を行う。

乙は、甲が要求する項目について報告を行い、要求水準及び技術提案された内容に適合しているか否かについて、甲の確認を受けなければならない。また、甲の要求した性能に適合していない場合等、甲は、必要に応じて乙に対し改善を求めることができ、乙は自らの負担により、これに応じなければならない。

乙は、各工種及び設計業務の業務実施前に原則として要求水準書（案）の関係法令及び基準・仕様等に準拠した業務計画書を甲に提出し、甲が要求した業務内容に適合していること及び施工管理者（監理技術者、主任技術者）の資格等についての適格性の確認を受けること。乙は、施工管理の実施状況について、毎月、管理報告書を提出し、適切な方法により説明すること。また、甲の要求に応じて、随時報告及び説明を行うこと。

管理報告書の内容は、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、施工検査記録等とし、特に、完成後に手直しが不可能もしくは不可視となる部分の施工写真を重点的に撮影し、管理報告書において整理すること。

乙は、工事の完成時に、適切な方法により管理報告書及び業務全般の報告を行うこと。

なお、本節「神戸市による実施状況の確認」と事業契約書(案)の内容に齟齬がある場合は事業契約書(案)の内容を優先する。

5.2 実施時期

(1) 実施設計時

甲は、乙によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準並びに技術提案された内容に適合しない場合には、乙に改善を求めることができ、乙は自らの負担により、これに応じなければならない。

(2) 建設時

乙は、定期的に甲から施工状況等の確認を受けること。また、甲が要請した時、乙は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、甲はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。甲は、その内容について、甲の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には乙に改善を求めることができ、乙は自らの負担により、これに応じなければならない。

(3) 工事完成・施設引渡時

乙は、工事記録を用意して、甲の完了検査を受けること。この際、甲は、施設が要求水準並びに技術提案に適合しているか否かについて確認を行う。確認の結果、これを満たしていない

場合、甲は乙に修補又は改造を求めることができ、乙は自らの負担により、これに応じなければならぬ。

5.3 性能未達の場合等の損害賠償等

入札公告時に公表する事業契約書(案)による。

第6 契約の内容について疑義が生じた場合における措置に関する事項

甲と乙との間で締結する工事契約の内容について疑義が生じた場合、甲と乙は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書(案)に規定する具体的措置に従う。

また、工事契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審とする。

第7 その他

7.1 入札等に伴う費用負担

入札に参加するために必要となる費用等の一切は、すべて応募者の負担とする。

(別紙1) リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	甲	乙	
共通	要求水準書等の提示資料リスク	1	要求水準書等提示資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○		
	応募リスク	2	応募費用の負担		○	
	契約締結(未締結・遅延)リスク	3	甲の事由により契約が結べない、または遅延によるもの	○		
		4	乙の事由により契約が結べない、または遅延によるもの		○	
		5	甲、乙いずれの責でもない事由により、契約が結べない、または契約手続きが遅延した場合	△	△	
	支払遅延・支払不能リスク	6	甲の支払いの遅延又は不能	○		
	制度変更リスク	行政リスク	7	甲の事業方針の変更によるもの	○	
		法令変更リスク	8	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
			9	上記以外のもの		○
			10	消費税の変更	○	
		税制変更リスク	11	本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益にかかる税、消費税を除く)	○	
			12	法人の利益にかかる税の変更		○
			13	甲が取得すべき許認可	○	
	許認可リスク	14	乙が取得すべき許認可		○	
		社会リスク	住民対応	15	施設設置そのものに関する住民対応	○
	16			乙が実施する業務に関する住民対応		○
	環境保全		17	乙が実施する業務に関する環境問題(周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等)		○
			第三者賠償	18	甲の帰責事由により第三者に与えた損害	○
	19			乙の帰責事由により第三者に与えた損害		○
	第三者からの損害		20	甲の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
		21	乙の帰責事由により第三者から与えられた損害		○	
	経済リスク	物価変動リスク	22	物価変動によるコストのリスク	△ ※1	○ ※1
		金利変動リスク	23	金利変動		○
	債務不履行リスク	24	乙の事業放棄、破綻によるもの		○	
		25	甲の指示に従わずに事業継続の見込みがない場合		○	
		26	甲の都合により本事業が継続されない場合	○		
	不可抗力リスク	27	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○ ※2	△ ※2	
	情報漏洩リスク	28	甲の帰責事由によるもの	○		
		29	乙の帰責事由によるもの		○	
	業務実施企業等に関するリスク	30	業務を委託し、又は請け負わせる企業(業務実施企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	
	甲の関連業務に関するリスク	31	甲が本事業に関連して別途発注する業務において甲が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○		
	要求水準リスク	32	建設された施設・設備が要求水準を下回った場合		○	
	付帯事業実施にかかるリスク	33	乙の提案による付帯事業の実施に関するもの		○	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	甲	乙
設計段階	設計リスク	設計変更リスク	34	甲の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○ ※3	
			35	乙の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	測量・調査リスク	36	甲が実施した測量・調査に関するもの	○		
		37	乙が実施した測量・調査に関するもの		○	
施工段階	建設リスク	工事完了の遅延	38	甲の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			39	乙の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○
	工事費増減	40	甲の指示による工事費の増加	○		
		41	乙の帰責事由による工事費の増加		○	
	仕様未達	42	検査等において仕様未達が発見された場合		○	
	施設瑕疵リスク	43	施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合		○ ※4	
	設備機器・備品等納品遅延リスク	44	乙が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○	
	施工管理リスク	45	施工管理に関するもの		○	
一般的損害リスク	46	仕様前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○		

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

- (※1) 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、調整する。より詳細な調整方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）において提示する。
- (※2) 不可抗力事由により、甲に追加費用その他損害が発生した場合、甲は乙に損害賠償請求を行わないこととし、乙に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し甲又は乙において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを乙の負担、それを超えるものについては甲の負担とする。より詳細な負担方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）において提示する。
- (※3) 甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、乙は甲に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、乙による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び、損害が発生した場合には乙の責任とし、それ以外の場合には甲が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- (※4) 施設の瑕疵及び瑕疵による損害については、瑕疵担保期間内に明らかになったものについては乙の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとする。瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権移転の日から機械・電気・建築設備については3年を、土木・建築施設については5年を基本とする。ただし、乙の故意又は重大な過失に起因する瑕疵があった場合の瑕疵担保期間は、施設の引渡し・所有権移転の日から10年とする。詳細は入札公告時に公表する事業契約書（案）において提示する。